長与町農業委員会会議録

令和２年７月２７日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和２年７月農業委員会総会

１．　日時　　令和２年７月２７日（月）　　９時３０分から１２時２０分

２．　場所　　長与町役場４階会議室

３．農業委員会委員　　出席委員（１２名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　渡邉　章三

委員　　３番　原田　成信　　４番　崎山　光子　　５番　永田　好紀

６番　岡﨑　道子　　７番　原口　司　　８番　山本　忠典

９番　益冨　雅彦　　１０番　柳原　厚志　　１１番　山口　多美子

１２番　原田　正利

４．農業委員会委員　　欠席委員（０名）

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（７名）

１番　永冨　義徳　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　山口　健士　　５番　増田　博光　　６番　坂口　勝利

７番　坂本　謙二

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（１名）

８番　坂本　秀哉

７．　議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　２番　渡邉　章三　　３番　原田　成信

第２　　第１号議案　農地法第５条規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農用地利用集積計画について

第４　　第１号報告　農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出について

第５　　第２号報告　農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出について

８．　農業委員会事務局職員

事務局長　　福本　美也子

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主任　　松本　あゆ子

事務局　皆さん、おはようございます。
本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。
はじめに、長与町農地利用最適化推進委員の委嘱状交付式を行います。
最適化推進委員の皆さまにおかれましては、お名前を呼ばれましたら、随時、前へお進みください。委嘱状を受け取られましたら、自席までお戻りください。

【会長より農地利用最適化推進委員委嘱状を交付】

事務局　以上で委嘱状の交付を終わります。
本日は、農業委員と農地利用最適化推進委員の皆様が一同に介する初めての会でございますので、吉田町長にご出席いただいております。ここで、吉田町長にご挨拶を賜りたいと存じます。

町　長　本日は、農業委員と農地利用最適化推進委員の皆様が一同に会しての会ということで、一言ご挨拶を申し上げます。
平素は、長与町の農業行政に多大なる御尽力を賜っておりますことを、まずもって厚くお礼申し上げます。
皆様ご承知のとおり、長与町もそうですが、農業を取り巻く情勢は非常に厳しくなっております。一つは、やはり農業に携わる方の高齢化、それから農業を引き継ぐ後継者の方の不足、それと耕作放棄地の増加でございます。そういったことを踏まえまして、国としては、「農地利用の最適化の推進」を一番の目玉とし、平成２７年に法律改正を行いました。その改正の論点としては三つございまして、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止と解消」、「新規参入の促進」、を柱としております。その中で、農地利用最適化推進委員が発足されたわけでございます。今後とも、農業委員の皆様、農地利用最適化推進委員の皆様が連携し合い、長与町の農業行政に大いなるご活躍をいただき、長与町の農業が益々発展していきますことを祈念申し上げる次第でございます。
結びになりますが、農業委員会のますますのご発展、そしてまた、本日の総会が実のあるものでありますことを祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。本日は誠におめでとうございます。

事務局　ありがとうございました。
ここで吉田町長におかれましては、公務のため、退席とさせていただきます。

（町長退席）

事務局　引き続き、農業委員会総会に移らせていただきます。

令和２年７月の総会を開催するにあたり、長与町農業委員会総会規則第６条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。本日は、委員１２人中１２人の出席をいただいており、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員は「７人」出席でございます。本日の欠席者は、坂本秀哉委員です。

続いて、次第の（２）会長挨拶です。水谷会長、よろしくお願いいたします。

会　長　皆さんおはようございます。

本日委嘱を受けられました地域の代表、８地区８名の皆さん、誠におめでとうございます。

本日は初日でありますので、皆さん方にお願いと考え方を述べたいと思います。

皆さま方は地域から推薦をいただいて地域の代表として推進を３年間行います。３年間というと千日以上の日数でございます。皆さん方には、地元の農家と農地の関係を密にしていただき、３年間、半分はボランティア、半分は自分の農業の推進をしていただくということで、力を貸していただきたいと思っております。

この制度は３年前から変わりまして、以前は全員農業委員でございました。それが、農業委員と最適化推進委員と二つに分かれております。国は、初めは農業委員を減らし、それともう一つ、認定農業者を中心に大型農業にシフトする考え方でしたが、全国から様々な声があがりまして、推進委員という制度を新たに設けたわけでございます。推進委員には、農業委員は議決権があるが推進委員は議決権がないという非常に困った問題があります。しかし長与町では、農地と農家との結びつきは推進委員も農業委員も同じ重きをもってチームを組んでやっていくというやり方を３年間やってきました。国では人農地プランを進めております。荒廃農地が増えていく問題は人です。作る人がいなければ農地は荒れていく。私も会長は２期目ですが、専業農家、大型農業もあれば兼業農家もある中で、町の特性を生かし、長与町がどういう方向に進めばよいかを皆さま方と協議をしながら進めていきたいと思っております。農地法に基づいた議決をする部分に加えて、荒廃農地や基盤整備などの結び付けを皆さん方に率先して仲立ちをしていただきたいと思っております。

以上で会長の挨拶といたします。

事務局　ありがとうございました。

続きまして、本日は初回でございますので、委員の皆さまに、自己紹介をお願いしたいと思います。簡単で結構でございます。それでは、２番　職務代理者　渡邉委員からお願いいたします。

【各委員・職員自己紹介】

事務局　以上で、自己紹介を終わります。

これより、議事を進めてまいりますが、その前に、委員の皆さまにお願いをいたします。

農業委員会の総会は、農業委員会等に関する法律第３２条の規定により、議事録を作成し、これをインターネット等により公表しなければならない、となっております。従いまして、発言をされる際は、議案の審議内容に沿ったご発言をいただきますようお願いいたします。また、ご意見や質問などを行う際は、挙手をしていただき、議長の許可を得てから、委員番号、氏名を述べた後、発言をお願いいたします。

なお、議事録作成のため、会議内容を録音させていただきますので、発言の際は、机にありますマイクを使ってお話しください。

それでは、ここからの議事の進行につきまして、水谷会長よろしくお願いいたします。

議　長　それでは、令和２年７月の農業委員会総会を開催致します。

まず、始めに日程第１の農業委員会　総会規則、第 18 条の規定によりまして、議事録署名　委員を２人、指名致します。２番　渡邉章三委員、３番　原田成信委員を指名致します。

日程第２　本日は、第１号議案　農地法第５条規定による許可申請についてが１件。第２号議案　農用地利用集積計画についてが１件。報告事項では、農地転用専決処分報告が３件出されています。

それでは、議案の審議に入る前に、本日は初めての委員さんもいらっしゃるので、まずは、農業委員会制度そのものや、総会の流れについて、事務局より少し説明をしてもらおうと思います。事務局お願いします。

【事務局より農業委員会制度説明】

議　長　それでは、日程第２　提出された議案の審議に入ります。第１号議案　農地法第５条規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案　農地法第５条の規定による許可申請についてですが、内容説明の前に、まずは、農地法第５条の許可申請について説明をいたします。

【農地法第５条説明】

事務局　それでは、議案書の１ページをお開きください。

整理番号２、申請地は長与町高田郷（地番）、地目、田の３２７㎡。同じく（地番）、地目、田の３２７㎡。同じく（地番）地目、田の３２７㎡。同じく（地番）、地目、田の９１㎡。同じく（地番）、地目、田の４５㎡。合計５筆　１，１１７㎡です。

農地区分は、５筆とも農用地区域外です。申請者は、譲渡人が、３名いらっしゃいます。長与町高田郷（地番）（氏名）さん、長与町高田郷（地番）（氏名）さん、時津町元村郷（地番）（氏名）さん。譲受人が、長与町高田郷（地番）（会社名）代表取締役（氏名）さん。申請目的は、所有権移転の売買です。施設の概要としましては、駐車場用地として転用するものですが、この土地は、今年の４月の総会で、今回と同様、５条の許可申請が提出され、審議をしていただいた農地の、隣接地になります。

４月の申請の内容としては、近隣に建設中の総合病院の工事関係者、及び病院職員のための駐車場を建設するという計画で、そのために必要な面積の農地を買い取り、整備をするというものでございました。

備考欄に記載している通り、譲り受け人は、駐車場の利用台数が、当初４月申請時点の計画より多く見込まれるようになったため、当初の計画を変更し、面積を拡大して駐車場整備を行うために、用地を購入するものです。

施設の概要の欄に、変更後と変更前の面積を記載しておりますのでご覧ください。

下の方が変更前の計画面積で、変更前は、転用部分、地目が農地の土地が１，７２６．８４㎡、併用部分、農地以外の地目の土地が１２３７．５２㎡の計２，９６４．３６㎡でした。

これに対し、変更後は、転用部分が、今回の申請面積１，１１７㎡分増えて、２，８４３．８４㎡。そして、併用部分、農地以外の地目の土地が、７１㎡増えて１，３０８．５２㎡。その結果、全体面積は、４，１５２．３６㎡となり、１，１８８㎡の増加となっております。

また、駐車台数も、当初の１１０台から、１７３台へと、６３台分増えた計画変更となっております。駐車場はアスファルト舗装し、雨水排水は、既設の側溝へ、放流します。市街化調整区域となります。なお、立地基準は、３種農地、一般基準については、書類と現地での確認の結果、問題はございません。

次のページ、２ページをお開きください。申請地の場所ですが、図面の中央少し左手に、（施設名）の裏門がございますが、その裏門を出てすぐの所で、該当の農地は橙、赤、水色、黄緑、紫で色塗りしてある５筆です。

なお、黄色で塗られている部分が、４月に申請があがった農地部分でして、それも含めた、黒の太線で囲っている部分が、駐車場整備が計画されている全体でございます。

以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので説明をお願いします。

田中　光夫　推進委員。

推進委員
３番　　７月１６日の１４時３０分から現地を確認しました。水谷会長、柳原厚委員、事務局からは局長、森さん、それと（譲受人）です。現地は何も植えてなくて、まわりには木が生えて

農地として良い作物はできないと思います。問題ないと思います。

議　長　　続きまして、担当農業委員　お願いします。６番　岡﨑　道子　農業委員。

６　番　　２１日１５時より事務局長、森さんと立会しました。今年の４月に案件のとなりで、駐車場ということで問題ないと思います。

議　長　　続きまして、１０番　柳原　厚志　農業委員お願いします。

１０番　　地元の委員さん、最適化推進委員さんも言われたように、（施設名）の裏門の横で平らな土地です。入口に公衆用道路がありまして、図面の左側が今回申請された箇所ですが、３名の方が相続でもらっているということで、（譲受人）が買受けになっておられます。駐車場利用ということで説明がありましたけど、近くに大きな病院が建設中で、大きなクレーンが見えていますが、これができて病院の職員駐車場とか、建設作業員さんのための駐車場を目的とした許可申請です。雨水排水は計画地後方に側溝がありまして、アスファルト舗装で雨水が一気に流れるということで大きい側溝に流れるようになります。問題ありません。

全体的に場所的に病院から少しあるかもしれませんが病院の職員駐車場がないということで４月と今回２回申請したわけですけど、別に周囲に迷惑をかけないと私は思います。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。２番渡邉委員。

２　番　　確認ですが、４月の時点でも確認しましたが、この前、２、３日前に確認に行きました。白いところは以前建設資材が置いていましたが、いま更地になっていますが雑種地ですか。併用部分で７１㎡とありますがどのあたりですか。駐車場をする場合に図面の白い部分と着色部分について段差がありますが段差のまま建設するのか、それとも全部フラットにするのか。雨水排水については山手と道路側に側溝がありますがどのように流しますか。確認です。

議　長　　事務局。

事務局　　最初のご質問ですが、図面の白い部分の地目は雑種地です。裏門の端のところにあります。駐車場をどのようにするかですが、全体を平地にして駐車場にするとお聞きしておりますの

で、段差ができないように整地すると理解しております。

議　長　　２番渡邉委員。

２　番　　では、排水はどうなりますか。フラットにするということは、前面の側溝に入るのか、反対側の裏の方に流すのか。ところが、現状を見るとフラットにすると裏にはいかないと思います。そうすると今年のような大雨が降るとどういう風になるのかなと思ったもので。そこをお聞きしたい。フラットにするなら高さをどっちにあわせるのか、お聞きしたい。

議　長　　雨水排水計画を詳しく、事務局説明できますか。確かに全面積をアスファルト舗装にすると相当な雨水が流れるもの思われます。裏のほうは私も確認しているのですが、大きい側溝があるので流し込める。前面の方が既設の側溝に流すのかどうか説明がいると思われます。

みなさんにも説明を加えますけども、初めての人もいらっしゃいますが、前回、農地転用許可申請が出たわけです。この時には（譲受人）の個人の所有から自己の法人へ売買しそこで事業をするということで２，４００㎡程。今回、また申請が出ていますので、本来なら３，０００㎡を超えるものは本来なら県の許可に入る。私も指摘したのですが、県の指導を受けてあとで売買面積を入れて面積を増やしたと。３，０００㎡の部分については、私は少し疑念をもっていましたが、それは、合法的な形で県が指導したということです。許認可とは別に区域の変更申請がでております。では、申請地の形状について説明をお願いします。

事務局　　裏門が若干高く、山手側資材置場に向かって微妙に下がっており、水路のほうへ放流すると考えられます。

議　長　　感覚的な表現ではなく、図面に記載されている高さを確認してください。

議　長　　説明します。図面を見ると２段になって法面になっております。白い部分は前方部分にながれ、上の部分は後ろに流れるということです。よろしいですか。２番渡邉委員。

２　番　　図面の白い部分は段差になっており前方に流れ、着色しているほうは後方の側溝に入るということですか。

議　長　　そういうことです。

２　番　　はい、了解しました。

議　長　　原田成信委員。

３　番　　今の説明の中で裏や表と話されていますが、初めての方はわかりにくいので、図面で側溝の位置などを教えてください。よろしくお願いします。

議　長　　図面の白い部分は途中までは同じ高さで、下のほうは法面が入っていますから下の方に流れる。排水については黒枠の部分に水路が通っていますから、色を塗った部分については全て後ろの黒いラインのところに雨水が流れると想定してください。そのように指導を含め確認していきたいと思います。

他に質問はありませんか。

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

この農地法第５条の許可申請を、県へ進達することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が全員一致ですので県に進達することに決定いたします。

議　長　　続いて、第２号議案　農用地利用集積計画について審議いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局　　まずは、農用地利用集積計画について説明をいたします。

【農用地利用集積計画説明】

事務局　　それでは、第２号議案の１ページをお開きください。これは、議案書でございます。提案

理由に、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定に基づき、農用地利用集積計画の議決を求められたので提案する。となっております。この利用集積計画というのは、２ページをお開きください。長与町長の文書の写しがついていますが、町が計画した内容を、農業委員会が決定をするということで、町の方から依頼が上がってくる流れになります。

３ページをお開きください。これは、利用権別各筆明細集計表となっていますが、その月に、今回で言えば、７月総会に提出された、利用集積計画面積を、計画期間や現況地目ごとに集計している表になります。

そして、４ページ・５ページが実際の計画の内容の写しになります。農用地利用集積計画の議案は、毎月、この形式で提案をいたします。皆様にご審議いただく内容は、４ページの内容です。

それでは、内容の説明をいたします。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆で、長与町本川内郷（地番）、現況地目は畑で、２，７７３㎡です。利用権の種類は　賃貸借権で、具体的な作物名は野菜です。期間は、令和２年８月１日から令和１２年７月３０日までの１０年間です。

年間の借賃は、年間〇〇円を毎年１２月末に自宅へ納入します。平成２２年に新規で借り入れており、今回が１回目の更新となります。

土地の所在ですが、６ージをお開きください。図面の右側に〇〇ダムがありますが、ダムの上のグラウンドを挟んですぐの、赤色で表示している場所が、申請地　本川内郷（地番）です。

以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので説明をお願いします。

７番　原口　司　農業委員。

７　番　　７月１６日１３時３０分、推進委員として農業委員の益冨さん、局長、森さん、会長の水谷さんで現地を確認しました。６ページの地図を見て頂きたいですが、（借主）宅の前にこの土地があります。

（貸主）は会社勤めされています。１０年前から（借主）が借りて、この場所にハウスをたくさん建て、現地調査した時はキュウリ、ミニトマト、スイカなどを作ってありました。（借主）は家族で果樹、野菜など幅広くやられており、よく管理されております。継続でもあり問題ないはと思います。

議　長　　続きまして、９番　益冨　雅彦　農業委員お願いします。

９　番　　原口委員さんから詳しく説明を頂いております。継続であることでございますし、(借主)は認定農業者でもございます。他のところでも施設栽培を安定経営されている認定農業者でありますので問題ないと思います。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

（意見なし）

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり農用地利用集積計画を許可することに異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が全員ですので、許可することに決定いたします。
ここで一度休憩をとります。

（休憩後）

議　長　　協議を再開します。
これからは、報告事項に移ります。事務局から、農地転用専決処分の報告をお願いします。

事務局　　それでは報告事項、農地転用専決処分の報告書です。

【専決処分報告書の説明】

事務局　　では、１件目です。１ページをお開きください。農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出です。農地法４条とは、ご自身の農地を農地以外の用途に変更する場合のもので、市街化区域内にある農地について届出を提出いただいております。それでは、内容を説明します。

１.当事者の氏名・住所・職業　届出者は、(氏名）さん、時津町本村郷（地番)。職業欄は会社員です。２.土地の所在等　嬉里郷（地番)、地目は、登記簿は畑、現況は駐車場で、面積は１２４㎡です。土地の所有者も（届出者）です。３.転用計画　転用の目的に係る事業または施設の概要は、駐車場です。補足としまして、この案件につきましては、以前より、自宅の駐車場用地として利用されており、その際、届出が出されておりませんで、このたび、家の建て替えに伴い、届出を提出いただき受理しております。４.申請日　令和２年６月１８日、５.専決処分の日　令和２年６月２９日。

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和２年７月２７日、長与町農業委員会事務局長　福本　美也子。

２ページをお開きください。土地の所在地を説明します。図面右上にある〇〇橋から、まっすぐ住宅地へ入ったところに〇〇公園がありますが、そこから、約２００メートルほど南に進んだ、山手の赤色で表示している場所が、該当地　嬉里郷（地番）です。

続きまして、３ページをお開きください。農地転用専決処分の報告書、農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出です。農地法５条とは、ご自身の農地を別の方へ権利を移動し、かつ農地以外の用途に変更する場合のもので、市街化区域内にある農地について届出を受け付けております。それでは内容を説明します。

１.当事者の氏名・住所・職業　譲受人は、(氏名）さん、(氏名）さん、長与町高田郷（地番)、職業欄はお二人とも教員です。譲渡人は、(会社名）代表取締役（氏名）さん、長崎市大橋町（地番)、職業は不動産業です。２.土地の所在等　長与町高田郷（地番)、地目は、登記簿は畑、現況は宅地、面積は５６６㎡で、高田南土地区画整理事業の〇〇街区、１８０．６１㎡です。３.転用計画は一般住宅建築です。４.申請日　令和２年７月６日、５.専決処分の日　令和２年７月１５日。

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和２年７月２７日、長与町農業委員会事務局長　福本　美也子。

続けて説明いたします。４ページをお開きください。１.当事者の氏名・住所・職業　譲受人は、(氏名）さん、長崎市扇町（地番)、職業欄は医師です。譲渡人は、(会社名）代表取締役（氏名）さん、長崎市大橋町（地番)、職業は不動産業です。２.土地の所在等　長与町高田郷（地番)、地目は、登記簿は畑、現況は宅地、面積は５６９㎡で、高田南土地区画整理事業の〇〇街区、１８１．７１㎡です。３.転用計画は一般住宅建築です。４.申請日　令和２年７月１４日、５.専決処分の日　令和２年７月１５日。

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和２年７月２７日、長与町農業委員会事務局長　福本　美也子。

５ページをご覧ください。ただいま説明しました２件の土地の所在地を申し上げます。

高田郷の〇〇トンネルの上の〇〇公園付近の、図面、右側下の方になりますが、青色で表示してある場所が、２件目の該当地、高田郷（地番)。その下の、赤色で表示している場所が、１件目の高田郷２（地番）です。

以上です。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。
２番渡邉委員。

２　番　　ここは高田南土地区画整理内ですが、住所表示で住所が２つ書いてありますがどういう意味ですか。

議　長　　事務局、街区と従前地の説明をお願いします。

事務局　　渡邉委員さんのご質問について、区画整理の場合はまだ住所表示が決定していませんので、あえて街区表示を入れています。
また、今回、高田郷（地番）を入れているのは、街区の従前地で、元々の地番がこれで、仮換地が〇〇街区になりましたよということで、今回、たまたま、登記簿上の地目が「畑」であったので、今回届出を出していただいております。以上です。

議　長　　私からも質問です。登記簿には街区の記載が必要ですか。

事務局　　登記する際は街区の届出は必要ありません。但し、区画整理の仮換地証明には街区番号と従前地の地番が記載されています。

議　長　　渡邉委員よろしいでしょうか。

２　番　　了解しました。

議　長　　それでは、次の行事報告に移ります。事務局より説明をお願いします。

【この後、令和２年７月の行事報告が行われた】

議　長　　次に、８月の総会日程について、事務局からお願いします。

事務局　　来月は、８月２５日の１３時から総会を行いたいと思います。会場は、この場所です。

議　長　　以上をもちまして、長与町農業委員会７月総会を閉会します。